

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 佐野、樋本
電話直通 5344-1109

平成19年1月19日
社 会 保 險 庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

当センターでは、定期支払毎に約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。
また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 支給額変更通知書の誤送付

① 概要

年金受給者が退職し、被保険者期間が追加されたこと等により支給される年金額が変更となった方には、「支給額変更通知書」を送付することとしている。今般、年金受給者が住所を移転したことにより当該通知書が戻ってきたケースで、再度、新しい住所に送付する際に、別人の通知書を封入していたことが判明した。

② 原因

封書の宛先と封緘通知書の同一人の確認が不十分であったことによる。

③ 対応

誤送付された方の自宅を訪問し、謝罪を行い、誤送付した通知書をお返しいただき、ご本人のものを手渡した。

<事案2> 老齢基礎年金の繰上げ請求にかかる事務処理誤り

① 概要

老齢基礎年金の繰上げ支給については、ご本人の請求により行うこととされているが、今般、当該請求があつた方の配偶者について老齢基礎年金の繰上げ支給の処理が行われていたことが判明した。

② 原因

繰上げ支給の処理において、請求者本人の配偶者の基礎年金番号を誤って入力したこと及び入力後の確認が不十分であったことによる。

③ 影響

2件
〔請求者本人に対する未払い 約5万8千円〕
〔その配偶者に対する過払い 約4万7千円〕

④ 対応

請求者本人及び配偶者に対し事情を説明のうえ謝罪するとともに、請求者本人には速やかに繰上げ支給の手続きを行い、配偶者には過払い分の返済についてお願ひし了解をいただいた。

<事案3> 在職老齢年金の在職停止額にかかる事務処理誤り

① 概要及び対応

老齢厚生年金を受給している方が厚生年金保険の被保険者となった際には、年金（月額）と標準報酬月額等の多寡に応じて年金の一部または全部が支給停止することとされている。このため、標準報酬月額等に変更があった場合は、その都度、在職停止額を変更することとしているが、今般、船員記録のみの老齢厚生年金の受給者の方について、標準報酬月額等の変更があったにもかかわらず、在職停止額の変更が行われていないことが内部調査により判明したことから、ご本人に対し事情を説明し謝罪するとともに、過払い分の返済方法について相談させていただいた。

② 原因

複数の年金制度に加入したことがある方については、基礎年金番号をキーとして各制度の情報を登録し、これにより標準報酬月額等の変更を察知し、年金の停止額の変更を行うこととしているが、初めて厚生年金保険に加入した際の基礎年金番号への情報登録の処理を適切に行っていなかったことによる。

③ 過払い金額 約120万円

<事案4> 障害厚生年金の裁定にかかる事務処理誤り

① 概要及び対応

2傷病以上の障害給付の裁定請求があった場合は、これらの傷病に因果関係がないときは、それぞれ障害の程度に応じた給付決定をすることとされている。今般、2傷病にかかる障害給付の裁定請求を同時に行った方について、一方の傷病のみにかかる給付決定（障害手当金）を行ったものの、他の一方にかかる決定（障害厚生年金）を行っていなかったことが内部調査により判明したことから、ご本人に対し事情を説明し謝罪するとともに、速やかに年金の裁定決定を行い、未払い分を支払った。

② 原因

同時に2傷病以上の裁定請求があった場合の裁定処理の確認が不十分であったことによる。

③ 未払い金額 約180万円

＜事案5＞ 年金給付サーベイランスシステムによる調査分析

① 概要及び対応

当センターにおいては、定期的に年金給付サーベイランスシステムにより調査分析を行っているが、今般、支払額が妥当であるかの毎月の検証及び過去の事案について同様の誤りがないかの調査を行った結果、未支給年金請求書等の入力誤り及び選択処理の事務処理誤りが確認されたことから、対象者の方に、速やかに事情を説明し謝罪を行ったうえで、未払いの方については速やかに支払い、過払いの方については返済方法の相談をさせていただいた。

② 影響

未支給年金請求書等の入力誤り 6件

未払い	2件	総額 約12万円
過払い	4件	総額 約22万円

選択処理の事務処理誤り 23件（未払い総額 約1300万円）